

平成29年度第1回平川市総合教育会議議事録

1 日 時 平成30年3月23日（金）午前9時～10時10分

2 場 所 平川市役所3階応接室

3 出席者

- | | |
|----------|---------|
| (1) 市長 | 長 尾 忠 行 |
| (2) 教育委員 | |
| 教育長 | 柴 田 正 人 |
| 教育長職務代理者 | 内 山 浩 子 |
| 委員 | 佐々木 幸 子 |
| 委員 | 工 藤 甚 三 |
| 委員 | 葛 西 万 博 |
| 委員 | 駒 井 優 子 |

4 事務局

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 教育委員会 | |
| 事務局長 | 大 湯 幸 男 |
| 学校教育課長 | 小田桐 農夫吉 |
| 生涯学習課長 | 齋 藤 茂 樹 |
| 指導課長 | 鳥 山 喜代志 |
| 指導課主任指導主事 | 桜 庭 裕 之 |
| 指導課指導主事 | 五十嵐 陽 子 |
| (2) 総務部 | |
| 総務部長 | 齋 藤 久世志 |
| 総務課長補佐 | 佐 藤 崇 |
| 総務課行政係主事 | 工 藤 蘭 |

5 会議の次第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議事
 - ・平川市通級指導教室について
 - ・コミュニティスクールについて
- (4) 閉会

6 会議の概要

総務課長補佐

ただいまから、平成 29 年度第 1 回平川市総合教育会議を開催させていただきます。

本日の会議でございますが、平川市総合教育会議運営要綱第 6 条の規定により「会議は公開する」こととしておりますので、マスコミ関係者の入室を認めておりますことをご報告いたします。

市長

それでは、会議に先立ちまして、長尾市長よりご挨拶申し上げます。

本日は大変ご多忙の中、第 1 回平川市総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

教育委員の皆様には、日頃より本市の未来を担う子どもたちの教育、そしてまた、市民の生涯学習やスポーツ振興にご尽力いただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、本日の案件は、「平川市通級指導教室について」と「コミュニティスクールについて」の 2 件であります。

一つ目の案件「平川市通級指導教室について」であります。これまで平成 30 年度 4 月の教室開設に向けて準備を進めてまいりました。本市における特別な教育的支援を必要とする子どもたちの状況を踏まえ、教室開設に向けて、教室運営のあり方や指導内容・指導方法について協議いたします。

二つ目は、「コミュニティスクールについて」を案件としております。コミュニティスクールとは何か、また、これを導入した場合のメリットや今後の平川市の取り組みについて協議いたします。

この総合教育会議の場で、皆様と活発な意見交換ができますことは、大変意義深いものと思っております。これからも教育委員会と合意形成を図りながら、地域住民あるいは子どもたちにとって、よりよい教育環境を整えてまいりたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いをいたします。

総務課長補佐

ありがとうございました。

それでは、平川市総合教育会議運営要綱第 4 条第 3 項において、「会議の議長は、市長をもって充てる。」と規定されておりますので、ここからの進行は長尾市長にお願いいたします。

市長

これより、議事を進行させていただきます。

本日の会議は、「平川市通級指導教室について」と「コミュニティスクールについて」の 2 件を議事案件としまして、会議を招集させていただきました。皆様のご協力を得まして、円滑に議事を進行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事の 1 「平川市通級指導教室について」、事務局より説

明をお願いします。

鳥山課長

今、お話のありましたとおり、本日の議題は2件ございます。一つは、4月から開設する平川市通級指導教室について。もう一つは、地域と共にある学校づくりを目指すコミュニティスクールについてでございます。いずれも、当市の子どもたちのための取り組みみでございますが、これらは平川市の目指す「子育てしやすきナンバーワンのまち」ひいては、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」に結びつくものと捉えております。それではまず、通級指導教室について、担当からお話させていただきます。

五十嵐指導主事

議事の一つ目であり、通級指導教室についてご説明いたします。

(1)通級指導教室とは、通常の学級に在籍し、ほとんどの学習を在籍学級で行いながら、一人ひとりの児童の課題、人との関わり、コミュニケーション、体の動き、学習上での困難などに応じて、その改善に向けて指導を行う教室でございます。

続いて、(2)本市の特別な支援を必要とする児童生徒の状況について説明いたします。本市では、資料1ページ、2ページの表①から③に示しておりますとおり、平成24年度から発達障害及び発達障害の可能性のある児童・生徒が就学指導の対象となる割合が徐々に増えております。その結果、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍数が増加してきておりました。また、通常学級で学習している子どもの中でも、各学校に設置されている特別支援学級への校内通級、または中郷小学校ことばの教室での通級指導も増加してきておりました。

その一方、保護者の理解が得られなかったり、子どもの困り感に気付かなかつたりということで、就学指導の対象とはならず、通常の学級で指導を受けている発達障害の可能性のある児童生徒も多く在籍しております。

そこで、教育委員会としては、市内小学校1校に通級指導教室を開設し、児童への適切な支援を行っていきたいと考え、通級指導教室設置にむけて準備を進めてまいりました。

それでは2の「平川市通級指導教室」開設案についてです。

まず、通級による指導の法的な位置付けを説明いたします。資料2ページの2の(1)についてです。

学校教育法施行規則第140条の規定により、1から8に該当する児童又は生徒の中で、特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができるとされております。

また、第141条には、前条の規定により、他の小学校において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができるとあ

ります。通級指導教室で受けた授業も、時間割上の1時間とみなすことができるとされております。

引き続き、(2)開設に向けての方針を説明します。

先ほどの児童の状況を考えると、一人ひとりの障害の状態に応じた対応、指導が一層求められていることから、児童の障害による困難の改善・克服を図るため、また、児童が所属する学級の中で、他の児童とともに有意義な学校生活を送るためにも、言語障害のみならず、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童を対象とした通級による指導を行っていききたいという方針を立てました。

次に(3)設置場所についてです。

近隣の通級指導教室は、小学校内に設置されておりますが、本市では、現存の小学校で十分な指導できるスペースが確保できない状況にあり、確保するには、大幅な改修工事が必要となります。しかし、改修を待っていては、早急に支援体制を整えられないということで、検討した結果、設置校は金田小学校とし、指導場所については、尾上総合支所3階といたしました。

続いて(4)通級指導教室教員の加配についてです。

平成30年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、基礎定数化として措置されることとなりました。そこで、平成30年度通級指導見込み児童数を把握し、その上で、青森県教育委員会に教員加配を要請し、協議を行ってきました。4ページの表にあるとおり、通級指導数は28名の見込みとなりましたので、2名の教員を要望しております。28名については、平成29年度中郷小通級指導教室を利用していた児童に加え、新規申し込みがあった児童、また、新1年生については、保育園等からの情報をもとに、言語指導等が必要であると思われる就学児も含まれております。

続いて、(5)目指す指導・支援体制についてです。

既に県内には26校の通級指導教室が設置されており、小学校における指導体制としましては、設置校へ指導を受けに行く形態が一般的でございます。また、指導方法としては、個別の教育的ニーズに応じた指導が目的であるため、個別指導を中心に行っております。

しかし、本市では、特別な支援を必要としている児童へ、必要とされる指導を行える体制をより充実させるために、巡回指導を行っていきたいと考えております。

続いて、開設に向けての取り組みについて説明します。5ページ目の3についてです。

平川市通級指導教室開設に向けて、開設準備委員会を昨年7月から

延べ4回開催いたしました。中南教育事務所からの指導を仰ぎながら、設置校と教室運営の在り方や環境設備等について協議を重ねてまいりました。協議事項の中心となった(2)通級による指導児童数については、先ほどの説明の通り28名となっております。

続いて、協議の中心となりました教室運営、教員の勤務体制について説明します。

ア. 通級指導担当教諭の役割としては、校内、校外から来る通級生の指導のみに留まらず、通級に係る教育相談並びに検査等、また対外的な業務も含まれております。

続いて、イ. 勤務体制についてです。

他校から通級してくる子どもたちの多くは、放課後、教室に通ってきますので、一般の先生方よりも遅い時間帯まで指導を行うことが想定されます。そのことに対応するには、勤務時間の調整が必要であると考えております。指導時間帯に合わせて、業務負担にならないよう、出勤時刻を遅らせるなどの配慮をしてまいりたいと考えております。また、所属校との連携や連絡、調整も必要であることから、朝の出勤場所も所属校と尾上総合支所の2つのパターンを組んでおりました。他、休暇願や出張届、その他の服務については、市の規定に基づいております。他の学校へ巡回指導に出かける際は、県費職員の旅費支給となりますが、金田小学校から尾上総合支所間の移動につきましては、市の予算から、交通費を支給したいと考えております。

続いて、7ページ、教室配置について説明します。

尾上総合支所3階に職員室、指導室2箇所、プレイルーム、保護者の待合室兼面談室を準備しました。1階から3階までの経路は3つ確保しております。児童や保護者へのプライバシーの配慮もしております。また、教室には直通電話回線を整備し、保護者からの連絡や教育相談にも対応できるように準備を進めております。

最後に 8ページ、通級指導教室開所式の計画についてです。

通常であれば、学校の始業式にあたる、開級式と言われるものを開くのですが、今年度、平川市にはじめて開設になるということから、市長はじめ、来賓の皆様にもご参加していただき、開所式を行いたいと考えております。日時は4月25日水曜日、午後3時30分から約1時間を想定しております。来賓、出席予定者は、資料に書かれているとおりです。

そして、資料にはございませんが、幼児支援について説明します。

通級指導教室は児童のための教室となりますが、本市の就学前の幼児に対する発達相談、療育指導等も行えるようにということで、未就

学児指導教室も同時に開設になります。指導場所は、通級指導教室と同じ場所を使用します。指導員や指導體制、指導内容等設置に係る準備については、健康福祉部で進めております。本市の子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援体制を整えていけるよう、健康福祉部と連携して教室運営を進めていけるようにしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

市長

ありがとうございます。

ただいま五十嵐指導主事の方から通級指導教室についての説明がりましたが、ご意見ございませんでしょうか。

駒井委員

通級指導教室の資料を拝見させていただくと、本来ならば小学校対象と記載されておりますが、最後のお話で未就学児、これから小学校に入学し、将来的に養育していかなければいけない子どもたちに対しても、行政の健康福祉部と一緒にやっていかれるということが、大変親御さんとしてもうれしいお話だと思いますし、平川市でこのような取り組みを行うということが他の市町村にも良いPRになるのではないかと思います。

鳥山課長

現在、健康福祉部とどのようにすれば円滑に進めることができるかということ協議しています。実際は、4月に教員が配置されてから、今後の教室運営や指導體制を指導課と健康福祉部とともに検討してまいりたいと考えております。

市長

未就学児の通級指導に関しては、県内でもそんなに多くはやっていませんので、駒井委員から良い取り組みとご意見をいただきましたが、是非良い取り組みとして進めてまいりますのでご理解いただければと思います。

佐々木委員

未就学児と小学生を対象とのことですが、表を見ると、中学校でも特別な支援を要する子どもたちがいます。将来的に通級指導教室は中学生まで対象を広げる計画はありますか。

鳥山課長

未就学児と小学生を対象とした教室が開設されるということで、早期の支援があるとかかなりの部分が成長と共に克服されていくと捉えています。ただ、中学生の場合も特別な支援を必要とする子どもたちはいるのではないかと捉えています。将来のことにはなりますけれども、方向としては、中学生を対象とした支援も必要となってくるものと考えています。

市長

まずは、未就学児を含めた通級指導をやって、その上でということになろうかと思います。

内山教育長職

4ページです。平川市としての特徴ということで、巡回指導を目指

務代理者　　すと書いていますが、巡回ということは、在籍校に職員が行って、子どもに指導するために、教材や環境、指導するための教室はどのように行っていくのでしょうか。

大湯事務局長　　指導課で巡回指導を行う在籍校の校長先生方と既に協議を終えていました。使用する教室についても、巡回指導を行った場合には確保して下さるように了解を得ておりました。教材については、通級指導教室で使う特殊な教材を、まずは教員が持参していくことで考えていますが、今後やってみて、どうしても足りない、持ち運びが厳しいなどとなれば、補正等で予算を計上して対応していきたいと考えています。

工藤委員　　全国的にも特別な支援を要する子どもが増えてきており、平川市の数字を見てもやはり年々増えてきているということを見れば、これまでは、学校の先生や保護者で一生懸命、特別な支援を必要とする子どもたちのために心を砕いてきたことがあったのかもしれませんが。そういう点で、通級教室ができるということは、先生にとっても保護者にとってもすばらしい動きだなと思っています。でもまだまだ、現実的にはこれから始まることです。教室も既存の教室の改修も含めて、やりながらまだまだ整備が必要だということです。これからやっていったときに、いろいろなことがまた必要になるかもしれません。始まったばかりの中で、まだ県内にもケースが少ないわけですので、そういう点は、先生2人を確保するとなっていますが、いろいろなことを先生にも勉強してもらわないといけません。とすれば、そういう機会もきちんと与えていかなければならないのではないかと思います。そのあたりについてもお金がかかることなので、市の方での助成や手当てを気持ち良くやっていただけるよう、市長部局と連携しながらやっていただければ良いのではと思います。

大湯事務局長　　先ほど五十嵐指導主事が説明しました教室の配置ですが、当初ここまで整備をして、実際、プレイルームや指導室を準備するにはすごく手間がかかりました。指導課はもちろん学校教育課の職員も協力し合って机、備品等を整理しました。さらにはパソコンも使うということから Wi-Fi を整備し、電話等を設置しました。しかしながら、工藤委員が言われるように、実際に開設してまだまだ足りないものとか出る可能性があります。また、先生方も実際やってみて何が足りないのかということも出てくると思います。さらには、スキルアップということでは、教員の方々の研修も必要だと思いますので、それに伴って費用が出てくる場合には、関係部局と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

内山教育長職　　場所が3階ということで、安全面についてかなり気をつけなければ

務代理者 いけないと感じるのですが、対策や指導はどういうふうに考えていますか。

大湯事務局長 この件につきましては、3月議会の一般質問が出まして、まずは保護者のプライバシーの確保がどうなっているのかということを加味しますが、尾上庁舎には入り口が3箇所、階段も両サイドにあり、エレベーターもあるということから、その辺を使いながら、通われる皆さんのプライバシーを確保したいと答弁したところであります。安全面ということになりますと、真ん中に螺旋階段もあります。そこを歩いて子どもたちが遊んだりして怪我をすることも想定されますので、その辺を踏まえて、4月の開設までに、施設の使い方や教室内の決まりのマニュアルを作成して、事故が起きないように安全面を確保してまいりたいと考えています。

駒井委員 未就学児への対応の仕方ですが、小学生になると学校等で教育相談のできる場所を周知できると思いますが、未就学児となると健康福祉部と保育園等の連携だと思えますが、未就学児への教室を開講していくという周知について、指導課としてどのようにお考えでしょうか。

鳥山課長 今年度、各保育園、子ども園、幼稚園、関係する町村の委員会や部局へ行き、説明してまいりました。また、各保育園等については、担当の指導主事が赴いて、子どもの観察等も含めまして、園長さんや先生方とお話をして、当市での取り組みみや、通級指導教室の開設について、また一貫した教育に向け相談体制も整えていくこととお話しています。4月以降も健康福祉部と一緒に進めていかなければならないと考えております。

市長 未就学児の対応については、健康福祉部と連携とりながらということではありますが、これを指導するのは保育園の方に先生が出向いてやるのか、それとも尾上庁舎の中の一室を借りてやるのか。

鳥山課長 未就学児の場合も3名の療育指導員により、支援体制を整えています。場所は尾上庁舎の教室を使い指導支援をしていきます。その際には、もちろん通級の先生方も一緒になって協議をして、その子に適した支援を考えていくこととなります。

佐々木委員 通級による指導児童数についてという表についてですが、一番の最後に市外小学校から1名と書いていますが、広域に募集するということですか。この市外小学校の子どもが入った経緯はどうでしょうか。

鳥山課長 今までの経緯といたしましては、中郷小学校に黒石市以外の地区からも通っていた経緯がございます。当市に通級指導教室ができるということで、隣接する市町村にお声がけをしております。原則として、当市に距離的に近い町村の子どもたちには、指導支援をしますという

お話をしました。そして、通級による指導を申し込む際はそれぞれの町村で審議をされてから当市に通級するということになります。

佐々木委員

中郷小学校には昔からあるのでだいぶ広域から行っていますよね。そうすると、中郷にいつている子どもでも当市に来てもいいのですか。

鳥山課長

そうです。

工藤委員

平川市の教育委員会で把握している平川市内の 29 年度の特別な支援を必要と思われる児童が 94 人となっており、中郷小の方に通っている幼児も含めた人数とは少し差が出てくる。さらに、30 年度には 28 名の通級生が予想されるわけですが、これは当然、保護者の同意や状況もあろうかと思えます。その状況が、どういう状況があつて、94 名から 28 名となったのか。94 名の中で、その 28 名の中に入ることができなかった子どもに対する指導、教育というのは、今までと同様の通常の学校で通うという形になると思うが、そのあたりをどうもっていったらいいのかなということをもう少し詳しく知りたい。

五十嵐指導主事

94 名という人数については、市教委の学校訪問の際、学校との情報交換で、特別の支援が必要であろうと思われる子どもの人数です。保護者の方が自分の子どもについて支援を必要と思っているかどうかというところまでの把握は進んでいません。障害を持っていても、通常学級で適応して学習している子どもたちもたくさんおります。学級の担任の先生方が細かな支援をしているので学習成立ということになっています。そこも含めての 94 名という把握になります。学校側としては、担任の先生、管理職の先生、保護者の方が面談をしながら、子どもにとって必要な支援がどういうことが考えられるかというのをやっている状況です。

工藤委員

せっかく通級教室があつても、普通の子どもと一緒にやってほしいと思っている親もいると思う。本当は子どものことを考えれば、子どもの状態に合わせた教育が、実は通級教室できちんとできるということを親がよくわかっていないのではないか。親の認識と先生の認識が一致していない部分がまだあると思いますが、子どものことを考えると、病院とか医師とのこともあるかと思いますが、そのところを教育委員会としても親に情報提供が必要なのかなと思いました。

鳥山課長

認識を一致させるというのは非常に大事なところだと思います。通級に関しては、認知度はこれからなのかなというところもございます。今までのように特別支援学校、特別支援学級、そして通常の学級の 3 つしかなかったものに、通級指導教室という場があるという PR 活動が学校に対しても必要だと思っています。校長会、教頭会、その他集会等も含めて学校へ周知してまいります。去年はチラシを用意しまし

て、学校に対して保護者の方へお知らせくださいとPR活動を行いました。これも継続してやっていきたいと考えております。

五十嵐指導主事

先ほどの補足となりますが、94名の子どもたちについてですが、今、就学指導という部分での考えが法の改正もあり、変わってきております。また、インクルーシブ教育という点で障害をお持ちのお子さんでも保護者のご意向や子どもたちの状況に合わせて通常学級で勉強したいというところは可能になっているということもあります。保護者や学校の認識を近づけていくということも大事な点ではありますが、インクルーシブ教育という点では、どちらの教室に行っても十分に配慮した指導ができるということを付け加えさせていただきます。

市長

他にご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問がないようですので、議事1の「平川市通級指導教室について」は調整されたことといたします。

続いて、議事2「コミュニティスクールについて」、事務局より説明をお願いします。

桜庭主任指導主事

はじめに、コミュニティスクールについて概略をお話します。

今日、少子高齢化や人口減少の急激な進行とともに、いじめや不登校、児童虐待の増加や貧困問題の深刻化など、子どもや学校の抱える多くの課題が表面化し、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠となってきました。そのような中、各教育委員会に、コミュニティスクール設置に向けた取り組みが求められております。

コミュニティスクールとは、保護者や地域住民の教育活動への参画を得て、学校課題について協議する学校運営協議会を設置している学校のことです。家庭や地域住民も当事者意識をもって、学校と連携協働しながら課題解決することで、学校も地域も元気になり、未来を切り拓く子どもたちの育成はもとより、互いに分かり合えるコミュニティ活動の推進にもつながるものと捉えております。これにより、平川市の目指す「子育てしやすきナンバーワンのまち」、ひいては「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」に、結び付くものと捉えております。

それでは、続けてさらに詳しく、一つ目としてコミュニティスクールとは、二つ目としてコミュニティスクール導入のメリットについて、三つ目として平川市の取り組みについて説明します。

先ほども申しましたが、コミュニティスクールとは、学校と地域住民が力を合わせ、学校運営に関して協議する機関である「学校運営協議会」を設置している学校のことです。平成16年度に制度化され、主に次の3つの機能を持っています。

一つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。二つ目は、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べるができること。三つ目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることです。

平川市では、現在、これとは別に、すべての小中学校で、「学校評議員制度」を導入しています。「学校評議員制度」は、学校運営に地域住民等の意向を反映し、協力を得ながら地域に開かれた学校づくりを進めるため、校長が地域の方々の意見を聞くための制度です。学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に個人として意見を述べることになります。

これに対し、「学校運営協議会」は、学校とともに、学校運営への必要な支援を協議し、説明責任を果たしながら、迅速かつ的確に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むための制度です。校長や教育委員会が行う学校運営や教職員人事に、一定の権限を持って関与する合議制の機関です。例えば、学校評議員会では、「近頃、子どもたちの挨拶が元気がないように感じます」と感想で終わっていたものが、学校運営協議会になると、「どうしたらもっと明るい挨拶ができるようになるのだろう」と、その解決策を学校とともに考え、地域の関係機関に協力を依頼したりするなど、具体的な行動にまで繋げる組織となっております。

学校運営協議会の構成メンバーは、町会長やPTA会長などが想定されますが、単に第三者的な立場から学校運営を批判するような方ではなく、学校を応援する存在として建設的な意見を述べ責任をもって参画することができる方であることが求められます。具体的な協議のイメージについては、例えば、学力テストの結果から「ずっと算数が落ち込んでいるな。なんとかしてあげたいものだ。」「放課後に勉強を教えてあげたいけれど、なかなか我々は時間がとれない。」「地域で誰か教えてくれる人はいないかな。」「紹介してくれませんか。」「委員会や地域のコーディネーターに相談してみましよう。」などという協議を踏まえ、放課後学習会の開催に繋げるなどの取り組みです。

協議会の主な議題ですが、SNS についてやいじめ防止のための取り組み、挨拶運動の輪を広げたい、自転車の乗り方なども取り上げております。

「教職員の任用について」を除き、原則公開で行われることが多いようです。開催については、校長の基本方針の承認は必須であり、教育活動への支援や学校評価に関する会議が想定されます。委員の負担

にならないよう、学校行事で来校する際に開催するなど、工夫していきます。

次に、このような仕組みに至った法改正の経緯とそのポイントについて説明します。

冒頭でもお話しした通り、今日、学校を取り巻く課題はますます複雑化・多様化しており、子どもたちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていくことが不可欠です。このため、学校運営協議会の更なる活動の充実と設置の促進を図り、「地域とともにある学校」へと転換する必要があることから、平成29年4月1日から改正地教行法が施行されました。

この法改正では、各教育委員会に対して、すべての公立学校にコミュニティスクール設置の努力義務を課し、徐々に、設置に向けた取り組みを進めていくことを求めています。また、学校運営に関する協議に留まらず、具体的な支援に関する協議も行うよう、役割を追加するとともに、協議結果について地域住民等へ情報提供するよう努めることとしました。さらに、支援の実効性を高めるため、学校運営への支援活動を行う者を必ず協議会委員に加えることとしました。このように、教育委員会が任命する協議会委員の役割が重要となりましたが、委員の任用に当たり、校長が教育委員会に意見を申し出ることができることとし、校長がリーダーシップを発揮できるようになりました。また、コミュニティスクール設置の阻害要素として大きい教職員の任命については、どのような事項について意見の対象とするのか、教育委員会規則で定めることとしました。さらに、教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならないことや相互に密接な連携を図る必要がある場合、複数校で一つの協議会が設置可能となりました。これらにより、例えば、人事に混乱を生じさせないよう、予め、教育委員会規則に「職員の任用に関する意見は、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ること」と定めたり、発言力の強い特定の委員により、学校運営に支障を生じかねない場合は、「委員の罷免や協議会運営の一時停止」などの措置も取られることとなります。

次にコミュニティスクール導入のメリットについて説明します。

法律に基づくコミュニティスクールに発展することで、学校の人事異動に左右されない組織的、継続的な体制が構築できるほか、学校運営の当事者意識を持つ委員の意見が得られることで、学校運営の改善・充実が図られること、学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった主体的・協働的な取り組みが展開されることが期待できます。

これらにより、子どもたちには、地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域の担い手としての自覚が育まれたり、教職員にとっては学校・家庭・地域がやるべきことの役割分担が図られ、子どもと向き合う時間の確保にもつながるなどのメリットがあります。また、保護者にとっては、子どもたちが地域の中で育てられているとの安心感が生まれ、地域住民にとっても、これまで学び培ってきたことを生かす機会が得られることで、自己有用感や生きがいにつながるなどが期待されます。

最後に、平川市の取り組みについて説明します。

まず、平川市の現状と課題についてですが、将来的な児童生徒数の減少により、学校統廃合を含めた教育施設の整備や学力向上を図るための教員一人ひとりの力量向上やきめ細かな指導の充実。小・中学校9年間の系統性を重視した一層綿密な小中連携。いじめ・不登校・虐待・不審者・交通安全等の学校、地域社会の安全安心の確保や地域人材、地域の担い手の育成と確保などが課題となっております。

現在、平川市では、学校評議員や学校支援ボランティアの方々のご理解、ご協力のもと、学校と地域が連携した取り組みが行われておりますが、今後もこれらの課題を解決するため、地域とともにある特色ある学校づくりを進めていくことが求められます。一般的に、特色ある教育活動の導入を図る際は、次のような流れで進められるかと思えます。まずは、教育委員会による調査研究。その上で、校長や教職員の理解促進を図ること。そして、保護者や地域住民の理解を得ること。必要に応じて、モデル校での試行、検証し、その結果によって必要な見直しを図りながら進むこととなります。取り組む課題によって、これらの段階にどれだけの期間を要するのか、または並行して進められたりするのかを踏まえ、計画を立てることになります。

しかし、いずれにしても、保護者や地域住民の理解と協力は不可欠であります。コミュニティスクールを導入することにより、学校運営協議会委員の方々による協議の充実はもとより、保護者や地域の方々への周知、理解促進が期待できると考えております。

このようなことから、平川市教育委員会では、必要とされる時期に学校運営協議会の機能を発揮できるよう、平成30年度から調査、研究を推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

市長 ただいま説明がありました内容について、ご意見、ご質問はございませんか。

工藤委員 地域とともにある学校というのが大変良い制度になるのではないかと

など感じがしました。ただ、その中身を見ると、まだまだ平川市の中では、学校評議員制度という中で一生懸命、どこの学校もそうですが、地域と連携しながらいい環境作りにそれぞれの校長が努めている状況もあると思います。しかし、地域力というのがいろんな団体が弱ってきているように思います。地域の中で合意形成をするというのが、昔ほどではなくなってきたという面もあります。その中で、地域の力を存分に発揮していく手段としては、こういうこともあるのかということで、勉強していかなければならない内容ではあると思いますが、地域によっては、急いでということはないかもしれませんが、検討していかなければならないようなこともあるのかもしれません。平川市として、研究を十分進めていって、中身を確実にデメリットなくメリットだけを楽しむような取り組みみになっていけばいいなと感じています。教育委員としても期待していますが、正直、まだまなのめり込む程のこともないのかなと個人では考えています。

このような意見、疑問、心配、方向性に対してどう考えていけばいいのかということをお話いただければありがたいです。

鳥山課長

大変良い制度であるということ、また、学校に関連するような諸団体の力の弱まりとともにそれを支える手段としても大変良いことではないかというご意見をいただきました。また、研究を十分に進めていく必要があるということでもあります。今スライドでもお見せいたしましたように、現在は、研究調査の段階にあって、指導課としても、コミュニティスクールとはどういうものなのか、また学校に対してもこれから周知も図り、どういうふうに進むべきかをこれから協議を重ねていくところです。工藤委員がお話するように、経緯を踏まえた上で十分に研究を進め、学校の課題等をしっかり見極めた上で、校長、教職員の理解・促進、そして保護者や地域住民の理解・促進、さらにモデル校での試行に結び付けたいと考えております。モデル校での試行、検証を経て各学校への普及を進めるという手順が必要であると思っております。できれば指導課としては、目標を持った上で調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

駒井委員

平川市としての取り組みみの課題というところが、やはり将来的に少子化の中で児童生徒が減少することで、学校の統廃合などの教育施設の整備という課題がきちんと掲げられていると思いますので、これに沿って、今手探り部分で、いろいろとすぐにはできないことではないと思いますが、モデル校の試行とか将来像に向けて調査研究の推進も慎重に取り組みながら、特色ある教育活動の導入という形で地域と一体となって、子どもにとってもですが、大人にとっても障害者に関する

ところ、社会教育に関するところに結び付けて、平川市の目標に向かっていけばいいのではないかと思います。

佐々木委員

学校評議員を今までやっていましたが、「学校ではこういう問題があるね」「じゃあどこに頼もうか」ということになると、また場所と時間を変えて頼まないといけないわけですね。例えば、挨拶運動とか清掃活動とか。コミュニティスクールになると、同じテーブルに皆さん出て、「それは私たちがやりましょう」とか「お願いします」ということができて、地域全体の目が学校に集まるという意味では、大変効率的に学校課題を克服していくのには、学校側からとしても大変良いことかなと思いますので、十分に調査、研究を進めていただきたいと思います。

市長

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、議事2の「コミュニティスクールについて」は調整されたことといたします。

教育委員の皆様からは、たくさんのご意見等をいただき、ありがとうございました。これが平川市の未来を担う子どもたちにとっていい方向に進んでいくものと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了いたします。